



鳥取県公報

平成14年3月29日(金)

号外第57号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則(50)(都市計画課).....	2
	鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則(51)(河川砂防課).....	4
	鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部を改正する規則(52)(空港港湾課).....	7
	県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則(53)(教育委員会事務局総務福利課).....	10

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

- 1 都市公園内行為許可申請書等について、申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができるものとする。 (様式第1号、様式第2号、様式第15号関係)
- 2 公園施設設置・都市公園占用工事完了届等について、申請者の押印を廃止することとした。(様式第12号、様式第13号、様式第14号関係)
- 3 有料公園施設の利用申込書等の様式について、アマチュア・スポーツ活動及びその他の区分に関する記載を削ることとした。(様式第3号の2、様式第3号の3関係)
- 4 施設利用券から児童又は生徒の区分に関する記載を削ることとした。(様式第3号の4関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

- 1 砂防設備等に係る採取料等に関する規定を削ることとした。(第11条、第12条、別表第2、様式第5号関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部を改正する規則

- 1 マリンプラザ21の利用の申込み等に関する規定を削除することとした。(第4条、第5条、様式第2号関係)
- 2 マリンプラザ21の休館日を水曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日(現行 1月1日)とする。 (第3条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成14年4月1日から施行することとした。

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県営社会体育施設、鳥取県立倉吉体育文化会館、鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自

を 「

	人
有 (円) ・ 無	

」 に改める。

様式第3号の3中 「

	人	1 アマチュア・スポーツ活動
	円	2 その他(営利・非営利)

」 を 「

」

「

	人
	円

」 に改める。

様式第3号の4その1表を次のように改める。

	施 設 利 用 券 (施 設 名)
表	年 月 日
施設利用券控	¥ _____ (公園の名称)
¥ _____	

様式第3号の4その1備考を次のように改める。

備考 利用券に使用する出納員の印章は、下記のひな形のとおりとする。



様式第4号から様式第11号までの規定中「 _____ 」を削る。

様式第12号から様式第14号までの規定中「 _____ 」及び「㊤」を削る。

様式第15号中「 _____ 」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する書類で、第2条の規定による改正前の鳥取県都市公園規則の定めるところにより作成されているものは、第2条の規定による改正後の鳥取県都市公園規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第51号

鳥取県砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条並びに別表及び様式の表示を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条並びに別表及び様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（行為の制限）</p> <p>第4条 砂防指定地内において次に掲げる行為（別表に掲げる行為を除く。以下「制限行為」という。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>2 略</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第4条 砂防指定地内において次に掲げる行為（別表第1に掲げる行為を除く。以下「制限行為」という。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>2 略</p> <p>（採取料等の徴収等）</p> <p>第11条 知事は、第4条第1項の許可（知事が砂防設備等の用に供するための土地として管理する土地における同項第5号に掲げる行為に係るものに限る。）又は第5条第1項の許可を受けた者から、別表第2に定める額の採取料又は占用料（以下「採取料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、採取料等を減免することができる。</p> <p>3 採取料等は、制限行為等の許可をした際にその全額を一括して徴収するものとする。ただし、許可期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の採取料等は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p> <p>（既納の採取料等）</p> <p>第12条 既に納付した採取料等は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>

第11条及び第12条 削除

別表 略

(1) 法第29条の規定により制限行為等の許可を取り消したとき。

(2) 天災その他特別の事由により制限行為又は砂防設備等の占有をすることができなくなったと認めるとき。

2 前項ただし書の規定により採取料等の還付を受けようとする者は、採取料等還付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

別表第1 略

別表第2 (第11条関係)

1 採取料

区 分	採 取 料	
	単 位	金 額
土 砂		105円
砂利(かき込み砂利を含む。)	1立方メートルにつき	147円
栗 石		147円
転 石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した額
竹 木 又 は 樹 根	時価を勘案して知事が定める額	

2 占用料

区 分	占 用 料			
	単 位	金 額		
		市の区域	町村の区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円
	第2種電柱		1,600円	1,200円
	第3種電柱		2,200円	1,600円
	その他の柱類		72円	53円
塔 類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	2,100円
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	360円
	外径が1メートル以上のもの		950円	710円
標 識	1本につき1年	1,100円	850円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	
通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	
発電に係る工作物	知事が定める額			
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	180円	
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	130円	80円	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
 - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 許可期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 1件の採取料等の額が100円未満である場合における当該採取料等の額は、100円とするものとする。
- 7 砂防設備等の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る1件の占用料の額は、この表(前号を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

様式第5号(第12条関係)

採 取 料 等 還 付 申 請 書

職 氏名 様

鳥取県砂防指定地等管理規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、採取料(占用料)の還付を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号 -

申請者 住 所

フリガナ

氏 名



(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(電話番号 局 番)

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
納入済みの採取料(占用料)の額	
還付を受けようとする採取料(占用料)の額	
還付を受けようとする理由	
備 考	

様式第5号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第52号

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立みなとさかい交流館管理規則（平成 9年鳥取県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（休館日）</p> <p>第 3 条 交流館の休館日は、マリンプラザ21にあっては <u>水曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）及び12月29日から翌年 1月 3日までの日と、会議室にあっては日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年 1月 3日までの日とする。</u></p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>（休館日）</p> <p>第 3 条 交流館の休館日は、マリンプラザ21にあっては <u>1月 1日と、会議室にあっては日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年 1月 3日までの日とする。</u></p> <p>2 及び 3 略</p>
<p>（利用の申込み）</p> <p>第 4 条 <u>会議室を利用しようとする者は、利用しようとする日（当該利用が 2日以上にわたる場合は、その初日）の 1年前から 7日前までに、様式第 1号による申込書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（利用の申込み）</p> <p>第 4 条 <u>マリンプラザ21を利用しようとする者（次項に規定する者を除く。）は、使用料を払い込むことにより知事に申し込まなければならない。</u></p> <p>2 <u>マリンプラザ21を利用しようとする者で条例第 8 条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。</u></p> <p>3 <u>会議室を利用しようとする者は、利用しようとする日（当該利用が 2日以上にわたる場合は、その初日）の 1年前から 7日前までに、様式第 1号による申込書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

(利用許可の通知)

第5条 知事は、会議室の利用の許可をしたときは、様式第2号により通知するものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(利用許可の変更)

第6条 会議室の利用の許可を受けた者(以下「会議室利用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第7条 会議室利用者は、会議室の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の毀損等の届出)

第8条 交流館を利用する者は、交流館の施設設備又は展示物を毀損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 70歳以上の者が利用するとき(70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- (4) その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 前項第4号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(入館券の交付等)

第5条 知事は、マリンプラザ21の利用の許可をしたときにあっては様式第2号による入館券を交付し、会議室の利用の許可をしたときにあっては様式第3号により通知するものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(利用許可の変更)

第6条 会議室の利用の許可を受けた者(以下「会議室利用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第4号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第7条 会議室利用者は、会議室の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の毀損等の届出)

第8条 条例第3条の規定による許可を受けた者は、マリンプラザ21又は会議室の施設設備又は展示物を毀損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 70歳以上の者が利用するとき(会議室を利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(会議室を利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(会議室を利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
- (4) その他知事が特に必要があると認めたとき。

2 前項第4号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

様式第2号(第5条関係)

(年月日)	(番号)
マリンプラザ21 入 館 券 () 当日限り有効	
¥ _____	
(年月日)	(番号)
入 館 券 控 ()	
¥ _____	

備考 ()欄は、利用の区分に応じ、次のように表示する。

- (1) 児童又は中学校の生徒で個人の場合.....
.....個・小
- (2) 児童又は中学校の生徒で団体の場合.....
.....団・小
- (3) 高等学校の生徒、学生又は一般人で個人の場合...個・大
- (4) 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場合...団・大

様式第2号(第5条関係) 略

様式第3号(第6条関係) 略

様式第4号(第7条関係) 略

様式第5号(第10条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館会議室
使用料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所
氏名 ㊦
(団体にあっては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館の使用料を減免して下さるよう申請します。

利 用 目 的	
利 用 期 間	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで

様式第3号(第5条関係) 略

様式第4号(第6条関係) 略

様式第5号(第7条関係) 略

様式第6号(第10条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館
使用料減免申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所
氏名 ㊦
(団体にあっては、名称
及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり鳥取県立みなとさかい交流館の使用料を減免して下さるよう申請します。

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設	

利用予定人員	人	利用予定人員	人
利用責任者氏名		利用責任者氏名	
使用料の額		使用料の額	
減免申請の額		減免申請の額	
減免を必要とする理由		減免を必要とする理由	
注 略		注 略	

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第53号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
（授業料等及び使用料の減免） 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			（授業料等及び使用料の減免） 第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由	区 分	授業料等又は使用料	減 免 事 由
略			略		
		1及び2 略			1及び2 略 <u>3 高等学校の生徒が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）に利用するとき（貸切りでない場合に限る。）</u>
鳥取県立武道館	施設使用料		鳥取県立武道館	施設使用料	

		<u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略			<u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略
鳥取県 営鳥取 屋内プ ール及 び鳥取 県営米 子屋内 プール	施設 使用 料	1及び2 略 3 幼児、児童又は生徒が国民の祝日 に関する法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日、日曜日及び土 曜日（以下「休日等」という。）に 一般利用するとき。 4～6 略	施設 使用 料	1及び2 略 3 幼児、児童又は生徒が休日等に一 般利用するとき。 4～6 略	
略					
鳥取県 立大山 青年の 家	施設 使用 料	1及び2 略 3 略	施設 使用 料	1及び2 略 3 高等学校の生徒が休日等に利用す るとき。 4 略	
鳥取県 立船上 山少年 自然の 家	施設 使用 料	1及び2 略 3 略	施設 使用 料	1及び2 略 3 高等学校の生徒が休日等に利用す るとき。 4 略	
略					
鳥取県 立倉吉 体育文 化会館	施設 使用 料及 び設 備使 用料	1～3 略 4 略 5 略 6 略	施設 使用 料及 び設 備使 用料	1～3 略 4 児童又は生徒が休日等に体育館を 一般利用するとき。 5 略 6 略 7 略	

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

